

(1) 可児市空き家等対策協議会について

当協議会は「可児市空き家等の適正管理に関する条例」第 16 条により設置された機関で市長はじめ現在 11 名の空き家対策に関係の深い学識者、不動産等専門家で構成され、可児市の空家等対策計画の作成、見直し及び実施に関し協議を行う協議会で、年 2 回程度開催しています。

